

○財務省告示第二百五十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年七月六日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百四十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五							
額最		イ 払		イ 発		イ 募							
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特						
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I						
面	金	金	金	金	金	金	金						
金	金	金	金	金	金	金	金						
千		六	四	額	億	込	募	各	当	も	各	価	一
万		千	千	面	二	み	限	国	て	の	申	格	国
円		四	二	金	千	の	度	債	る	か	込	競	債
		百	百	額	万	応	額	市	。	ら	み	争	市
		円	四	で	円	募	の	場	。	そ	の	入	場
			十	四	で	額	範	特		の	う	札	特
			四	千	四	を	囲	別		応	ち	発	別
			億	二	兆	割	内	参		募	ち	行	参
			二	百	六	り	に	加		額	募	「	加
			百	四	千	当	お	者		を	価	と	者
			五	十	九	て	い	ご		順	格	い	・
			十	四	百	る	て	と		次	の	う	第
			四	億	五	。	各	の		割	高	。	I
			万	千	十		申	応		り	い	。	非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	。平成二十七年七月六日
十二	発行期限	平成二十七年十月五日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	日本銀行額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十七年七月六日